

子育て応援定期積金

令和7年3月10日現在

商品名 ＜愛称＞	・〈ながしん〉子育て応援定期積金 ＜愛称：わくわく＞
販売対象	・18歳以下の未就業のお子さまがおられる世帯の個人の方。
期間	・3年以上5年以内
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 掛金総額の上限	・毎月一定金額（ボーナス月等特定月の増額は不可） ・10,000円以上 ・1,000円単位 ・一世帯あたり600万円以内 2口以上ご契約いただけますが、掛金総額の上限は本積金の既往契約と合算して一世帯あたり600万円以内となります。
払戻方法	・満期日に一括して給付契約金をお支払いします。
利息（給付補てん金） (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・本定期積金に適用させていただく利率は、預入日の定期積金利率に当金庫所定の上乗せ利率を加えた利率といたします。 ・給付補てん金は満期日以後に一括してお支払いします。 ・給付補てん金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	・給付補てん金には20%※（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（マル優は利用できません）。 ※平成25年1月1日～令和19年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
付加できる特約条項	・「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに1.0%上乗せした利率となります） ・普通預金等からの自動振替による預け入れができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ① 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ② 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-549-274）にお申し出ください。 紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">• 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。• 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。• 預金保険制度の付保対象商品です。定期預金（積立・財形貯蓄商品を含む）、定期積金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金を合算し当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金を合計して元本1,000万円までとその利息等（※）が保護されます。 <p>（※）定期積金の給付補てん金も利息と同様に保護されます。</p> <ul style="list-style-type: none">• 預金保険制度に関する詳しい内容については、別途資料をお渡しいたします。• お子さまの年齢及び人数は健康保険証等で確認させていただきます。• 金利情勢の変化等により商品内容を変更することがあります。• 契約時に特典として子育てわくわく商品をプレゼントします。
------------	--